

八日市市隣保館条例の一部を 改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和39年八日市市条例第31号）の一部を次のよ
うに改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 隣保館は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 同和行政の総合調整を推進し、同和问题解決のための総合センターと
しての機能を果たすこと。
- (2) 同和問題の調査、研究および啓発に関すること。
- (3) 地域住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (4) 地域住民の相談および指導に関すること。
- (5) 地域住民の教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (6) 関係機関、団体との連絡協調に関すること。
- (7) 各種社会福祉事業および保健衛生に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

第4条第2項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛東町人権啓発センター設置条例

（平成4年6月25日
条例第13号）

改正 平成6年6月30日条例第10号

（設置）

第1条 この条例は、同和問題の早期解決のために町民の人権啓発の総合的な推進を図り、社会福祉および保健衛生に関する事業等を行い、もって、地域住民の物心両面にわたる生活の改善および向上を図るため愛東町人権啓発センターを設置する。

（名称および位置）

第2条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 愛東町人権啓発センター
位置 愛東町大字梅林164番地の2
（事業）

第3条 愛東町人権啓発センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人権啓発、交流活動および広報に関すること。
- (2) 各種相談に関すること。
- (3) 社会福祉の増進および保健衛生の普及に関すること。
- (4) 同和対策の連絡調整および推進に関すること。
- (5) 社会調査および研究事業に関すること。
- (6) 教育文化の向上に関すること。
- (7) 施設等の公共的利用に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業（使用料）

第4条 愛東町人権啓発センターの使用料は、別表のとおりとする。
（運営委員会）

第5条 愛東町人権啓発センターの円滑な運営を図るため、地域総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則（平成6年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

愛東町人権啓発センター使用料

（単位：円）

時間 室名	9：00 12：00	12：00 17：00	17：00 22：00	9：00 17：00	12：00 22：00	9：00 22：00
交流の間	1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
研修室	800	1,000	1,200	1,800	2,000	2,800
談話室	400	600	800	1,000	1,400	1,800